

## 訴状チェック表（離婚訴訟用）本人用

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係

離婚訴訟を提起される方は、訴状提出前にこのチェック表を利用してください。

- 調停が不成立となった、または調停ができない事情がある
  
- 原告または被告の住居所が以下の中にある  
大阪市，池田市，箕面市，豊能郡，豊中市，吹田市，茨木市，摂津市，高槻市，三島郡，東大阪市，八尾市，枚方市，守口市，寝屋川市，大東市，門真市，四條畷市，交野市
  
- 訴状に必要事項が記入されている（ホームページ「裁判所 Courts in Japan > 申立て等で使う使用書式例」にひな形と記入例あり）
  
- 年金分割のための情報通知書の写しを別紙としてつけている（ただし、年金分割の申立てをする場合に限ります。）
  
- 添付書類がそろっている ※提出された原本は返却しません
  - 戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本の原本（3か月以内のもの）
  - 年金分割のための情報通知書の原本（1年以内に提供を受けたもの。ただし、年金分割の申立てをする場合に限ります。）